

JALOS ニュース

Japan Lubricating Oil Society

2026 4月号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

厚生労働省は、この度、標記について3月31日付で公表しましたので、お知らせします。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第90号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第68号。以下「改正省令」という。）については、令和8年3月31日に公布され、公布日から施行（一部令和10年4月1日施行）されました。また、本改正に関連して「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第174号、以下「改正裾切値告示」という。）、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示」（令和8年厚生労働省告示第172号、以下「改正令和6年度がん原性告示」という。）及び「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」（令和8年厚生労働省告示第173号、以下「令和7年度がん原性告示」という。）が令和8年3月31日に告示され、令和10年4月1日から適用（改正令和6年度がん原性告示は告示日適用）されることとなりました。

目次

- | | |
|--|------------|
| 1. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について | 5. 潤滑油需給統計 |
| 2. 中東情勢等を踏まえた中小企業・小規模事業者向け支援について | 6. お知らせ |
| 3. 潤滑油の安定供給確保に向けた御協力について | 7. 協会の動き |
| 4. JALOS 技術講習会「初級コース 試験・分析方法の体験研修」
開催のご案内 | 8. 今後の予定 |

一般社団法人 潤滑油協会

URL <https://www.jalos.or.jp/>

1. 改正政令関係

- (1) リスクアセスメント対象物の範囲の変更（労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 18 条、第 18 条の 2 関係）

リスクアセスメント対象物を、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと「令和 6 年 3 月 31 日までに」区分された物のうち厚生労働省令で定めるものとしていたところを「令和 7 年 3 月 31 日までに」と改めたこと。

- (2) 施行期日（改正政令附則第 1 項関係）

改正政令は、令和 10 年 4 月 1 日から施行すること。

- (3) 経過措置（改正政令附則第 2 項関係）

改正政令により新たにリスクアセスメント対象物に追加される物質のうち、令和 10 年 4 月 1 日に施行される物質であって施行の日において現に存するものについては令和 11 年 3 月 31 日までの間は、ラベル表示に係る労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条第 1 項の規定を適用しないとしたこと。

2. 改正省令関係

- (1) リスクアセスメント対象物の追加（安衛則別表第 2 関係）

改正政令の施行に伴い、リスクアセスメント対象物に追加する 36 物質について、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）別表第 2 に追加したこと。

- (2) がん原性物質に関する記録等の保存（安衛則附則関係）

国が行う化学物質の有害性の分類において発がん性の区分が変更されたことにより、それまでがん原性物質であった物質ががん原性物質に該当しないこととなった場合（リスクアセスメント対象物に該当しないこととなった場合を含む。）について、がん原性物質に該当していた期間に作成したがん原性物質としての健康診断個人票及び労働者のばく露の状況等に係る記録については、作成から 30 年間保存することを新たに義務付けたこと。

- (3) 施行期日（改正省令附則関係）

上記（1）は改正政令の施行の日、上記（2）は改正省令の公布の日から施行すること。

詳細につきましては、下記ホームページをご参照下さい。

◇厚生労働省ホームページ

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001684504.pdf>

中東情勢等を踏まえた中小企業・小規模事業者向け支援について

中小企業庁は、この度、標記について4月13日付で公表しましたので、お知らせします。

同庁では、昨今の中東情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業・小規模事業者向けに、以下の支援措置を実施しています。

1. 「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」の設置

全国の日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構各地域本部及び各地方経済産業局に設置されております「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」に令和8年3月23日付で拡充し、困難な状況に直面している中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談を受け付けます。

2. 政府系金融機関等による対応

日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を、中東情勢により今後の影響が懸念される事業者にまで拡大します。なお、原油価格高騰をはじめとする原材料・エネルギーコスト増の影響を受けており、一定の要件を満たす場合には、金利の引下げを実施しています。加えて、4月1日より、中東情勢による取引・生産の減少や停止等の影響を受けており、一定の要件を満たす場合にも、金利の引下げの対象となるよう要件を拡充しました。

3. 関係機関に対する要請

(1) 中東情勢を踏まえた金融上の対応について

今般の中東情勢の影響を踏まえた事業者の資金調達の円滑化が求められていることを踏まえ、関係省庁とともに、官民金融機関等に対して事業者支援の徹底等を要請しました。

(2) 価格転嫁・取引適正化について

今般の中東情勢の影響による原材料価格やエネルギーコストの上昇に伴い、中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが懸念される中であっても、賃上げの継続が重要であり、適切な価格転嫁が行われるよう、関係省庁とともに、関係業界団体及び各府省庁等・地方公共団体に対して要請しました。官民を挙げて推進してきた、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁や取引適正化の取組が後退することのないよう、特に、発注者の皆様におかれましては、原材料価格やエネルギーコストの上昇を考慮した上で取引対価を決定するなど、特段の配慮をお願いいたします。

詳細につきましては、下記ホームページをご参照下さい。

◇中小企業庁ホームページ

ホーム > 政策について > 中東情勢等を踏まえた中小企業・小規模事業者向け支援について

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/kokusai_josei/

潤滑油の安定供給確保に向けた御協力について

資源エネルギー庁は、この度、標記について4月17日付で公表しましたので、以下、同庁の公表文を掲載いたします。

～資源エネルギー庁 公表文～

現下の中東情勢を踏まえ、基油（ベースオイル）を含む潤滑油等（以下、「潤滑油等」という。）の関係事業者（製造事業者、卸売事業者を含む。）におかれましては、我が国における国内の石油製品の安定供給確保に万全を期すべく、ご対応いただいているところです。

資源エネルギー庁としては、足下、軽油やA重油等の石油製品について、一部で供給の偏りや流通の目詰まりが生じていることをから、4月9日に、特定石油精製業者に対し、前年同月比同量を基本として供給を継続するよう要請を行いました。

他方、この要請に先立つ本年3月下旬頃から、供給の先行きに不安を抱く流通事業者や需要家から前年同月を大きく上回る量の注文が行われた結果、日本全体で必要な量は確保されているにもかかわらず、通常どおりの注文をしている流通事業者等への供給が滞り、一部の需要家において潤滑油等の調達に時間を要する等、供給に偏りが発生していると聞いています。

このため、潤滑油等関係事業者の皆様におかれては、潤滑油等の安定的な供給に努めるべく、前年同月比同量を基本としつつ、3月に前年同月を上回る水準を購入した流通事業者や需要家に対しては4月以降の供給量を調整し、供給を継続していただくよう要請します。また、潤滑油等の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対して偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請します。経済産業省においても情報提供窓口を設置し、目詰まり解消の対応を進めております。

なお、海外から輸入する基油（ベースオイル）等の原料の調達について、関係事業者間で調整の上、課題が生じている場合には、速やかに資源エネルギー庁に御相談いただくようお願いします。

引き続き、潤滑油等を含む石油製品の安定供給確保に向け、関係事業者と緊密に連携しながら全力で対応を進めておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

（参考）「燃料油や石油製品の供給に関する情報提供」の受付について

1. 情報提供の連絡先

<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260314002/20260314002.html>

2. 情報提供いただく内容

調達先、対象製品、今後の調達見込みなど

3. 情報の取扱

情報提供の連絡先に寄せられた情報については、特定石油精製業者や潤滑油等関連団体等とも連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて、経済産業省より確認をさせていただく場合があります。

◆ JALOS 技術講習会「初級コース 試験・分析方法の体験研修」開催のご案内 ◆

先月号でもお知らせいたしましたが、2026年度 JALOS 技術講習会「初級コース 試験・分析方法の体験研修」を下記の日程で開催いたします。この講座では、潤滑油の選定及び使用中の管理において必要不可欠な油の分析試験、評価手法の基礎について体系的に解説致します。試験成績書などに示されているデータから得られる情報を正しく理解し、サンプルの状況を適切に把握するためには、試験のやり方とその結果が示す意味をしっかりと身に付けておくことが大切です。

さらに、JALOS 技術センターの試験設備を用い、分析試験を実体験していただくとともに、分析試験、解析、評価までの流れについて理解を深めていただきます。多数の方が受講されるようご案内いたします。

【講座概要】

受講対象者：潤滑剤関係業務（経験 1～3 年程度の方）

日 程：2026 年 7 月 16 日（木）、17 日（金）

定 員：18 名（先着順）

項 目：【講義】①試験・分析方法と目的

【体験】②一般物性の体験研修

③機器分析の見学研修

受 講 料（テキスト代、消費税を含みます。）

：正 会 員 18,700 円 賛助会員 25,300 円

特別会員 22,000 円 一 般 33,000 円

会 場：一般社団法人 潤滑油協会 技術センター（千葉県船橋市）

講 師：○中野幸弘 氏（ENEOS 株式会社 中央技術研究所 ソリューションセンター
試験分析グループ 上席研究員）

○当協会 技術センター職員

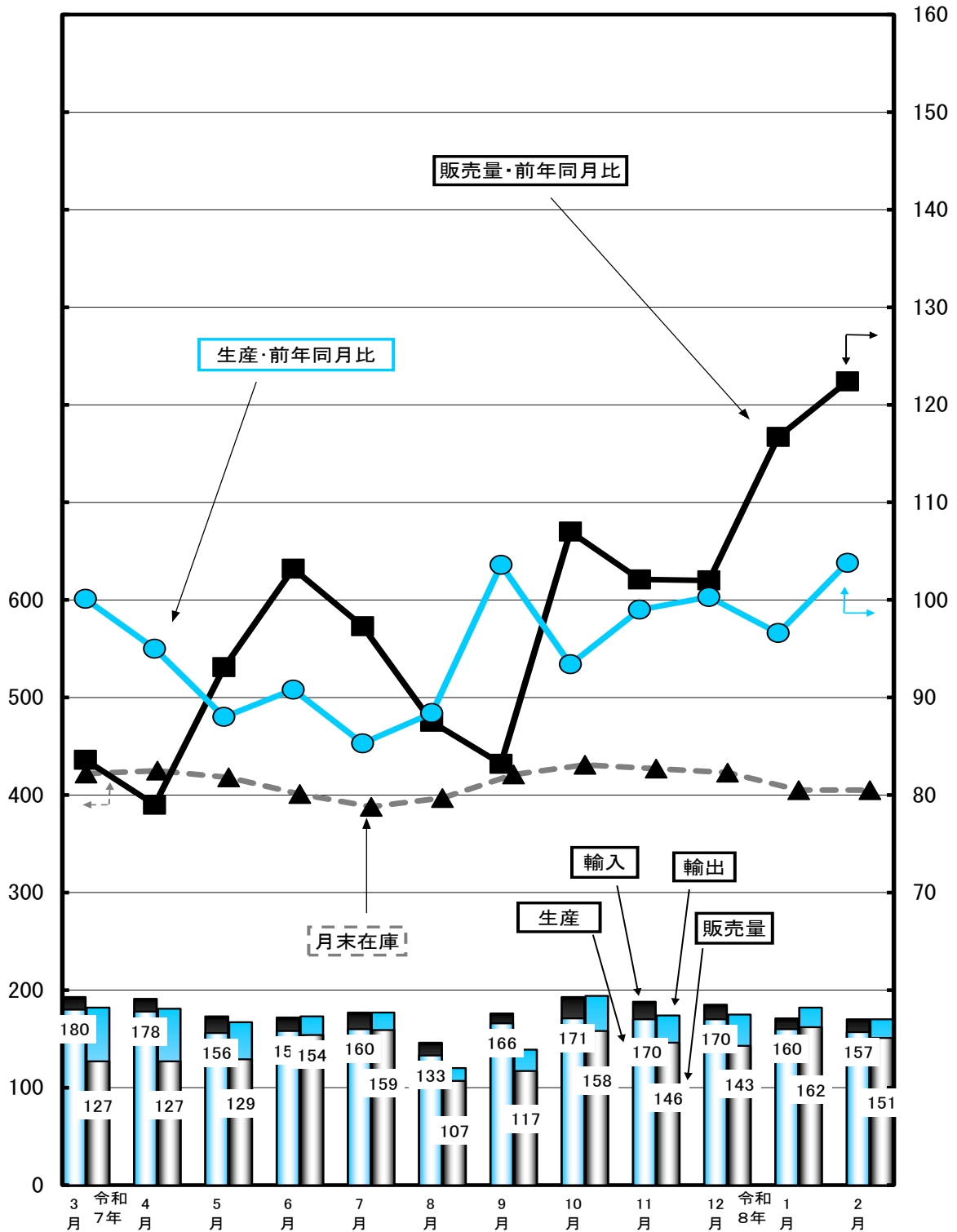
申 込 先：同送の開催案内をご覧ください。



※詳細につきましては、同送の開催案内をご覧ください。

潤滑油需給統計

2月の生産量は157千kLで前年同月比で3.8%上回り、販売量は151千kLで22.4%上回った。
 (千kL) (千kL) (%) (%)



出典：経済産業省 資源・エネルギー統計月報 (注：棒グラフ上段の数字は生産量、下段の数字は販売量)

潤滑油需給統計（時系列表）

（単位：kL）

年 月	生産	輸入	国内向販売	輸出	在庫	生産部門	
						生産部門	販売部門 (製造業者・輸入業者)
令和 5年	2,376,453	239,176	1,861,998	601,426	438,411	143,009	295,402
6年	2,070,143	221,819	1,743,125	379,514	441,842	157,701	284,141
7年	1,955,775	193,733	1,625,742	384,358	422,619	144,355	278,264
令和 5年度	2,293,564	217,672	1,835,335	523,212	427,487	154,085	273,402
6年度	2,058,217	213,276	1,695,014	415,978	422,010	149,942	272,068
令和 6年10~12月	525,166	66,768	431,467	86,570	441,842	157,701	284,141
令和 7年 1~3月	497,371	41,526	388,819	133,952	422,010	149,942	272,068
4~6	490,079	51,664	408,456	111,608	401,053	130,318	270,735
7~9	457,490	40,448	382,067	61,042	421,455	141,881	279,574
10~12	510,835	60,095	446,400	77,756	422,619	144,355	278,264
令和 6年12月	169,537	26,227	140,491	26,320	441,842	157,701	284,141
令和 7年 1月	165,332	11,876	138,257	44,967	425,884	148,094	277,790
2月	151,721	16,414	123,195	33,938	427,019	148,651	278,368
3月	180,318	13,236	127,367	55,047	422,010	149,942	272,068
4月	177,627	20,045	126,435	54,301	424,778	150,866	273,912
5月	155,483	17,377	128,933	38,215	417,873	142,687	275,186
6月	156,969	14,242	153,088	19,092	401,053	130,318	270,735
7月	159,524	16,901	159,031	18,362	388,270	119,816	268,454
8月	132,618	13,335	106,511	20,783	397,492	132,302	265,190
9月	165,348	10,212	116,525	21,897	421,455	141,881	279,574
10月	170,958	26,559	157,639	20,296	431,289	140,958	290,331
11月	170,245	18,091	145,966	28,321	427,244	145,615	281,629
12月	169,632	15,445	142,795	29,139	422,619	144,355	278,264
令和 8年 1月	160,043	11,320	161,767	19,757	405,215	138,744	266,471
2月	157,428	13,330	150,808	18,918	398,640	132,523	266,117
前年同月比 (%)	103.8	81.2	122.4	55.7	93.4	89.2	95.6

※「国内向販売」は調査対象が調査対象以外（消費、卸売又は小売事業所）へ販売した数量（理論値）を示す。

製造業者・輸入業者の消費者・販売業者向販売、在庫内訳

（単位：kL）

区 分	消費者・販売業者向販売 (前年同月比 %)	在 庫 (前年同月比 %)
潤滑油計(R08年2月)	148,677 (100.9)	266,117 (95.6)
ガソリンエンジン油	23,990 (100.4)	22,443 (84.1)
ディーゼルエンジン油	14,834 (105.0)	12,400 (90.4)
その他 車両用	13,385 (99.5)	14,609 (90.4)
船舶用エンジン油	8,105 (92.2)	8,631 (86.4)
機 械 油	21,220 (107.1)	24,602 (96.6)
金 属 加 工 油	10,259 (103.0)	16,398 (113.3)
電 気 絶 縁 油	4,130 (87.9)	5,972 (83.4)
その他特定用途向け	34,337 (99.1)	93,971 (106.3)
その他	18,417 (102.4)	67,091 (87.4)

出典：経済産業省 資源・エネルギー統計月報

お知らせ

○入会会員（賛助会員：4月1日付）

日本ルブサービス株式会社 事業内容：潤滑油製造

○物資の流通の効率化に関する法律の全面施行について

この度、資源エネルギー庁 燃料供給基盤整備課より標記の件についての周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

我が国の物流を支えるために荷主、物流事業者、一般消費者が協力して取り組む環境の整備に向けて、令和6年に改正された「物資の流通の効率化に関する法律」（平成17年法律第85号。以下「物流効率化法」という。）に基づき、令和7年4月1日から、全ての荷主（トラック運送事業を利用して貨物を発送・受取る事業者）に対して、①積載効率の向上等、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮に取り組む努力義務が課されました。

さらに、令和8年4月1日から、年度の取扱貨物重量が9万トン以上の荷主は届け出て、特定荷主として指定を受け、上記①～③の物流の効率化に向けて取り組むべき措置に関する中長期計画の提出や定期報告、物流統括管理者の選任を行う義務が課されます。

※連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの本部等）にも荷主に準じる規制が課されます。

令和8年4月1日の物流効率化法の全面施行に向けて、荷主の皆さまの取組に資するよう、手引等を更新しましたので、下記のとおり御案内いたします。

あわせて、物流効率化に当たっての留意事項も下記にまとめております。物流効率化等に必要な物流条件の見直し・明確化を行う際には、物流事業者や取引先など関係事業者と十分に協議を行い、一方的な決定は避けるようお願いいたします。また、トラックドライバーが運送業務に集中できるようにし、輸送能力を確保する観点からは、運送以外の業務である荷役等をトラックドライバーに行わせるべきかについて、まず検討を行うことも重要です。

1. 物流効率化法に関する情報提供について

- 「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

（物流効率化法の制度の概要やお知らせ・イベント情報等を発信するほか、「関係法令」ページに参考資料を掲載）

- 経済産業省 web サイト

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html>

（特定荷主及び特定連鎖化事業者の届出等に係る各種様式（word形式）等を掲載）

2. 特定荷主の届出等の手続について

届出等は原則オンラインで行います。2026年4月1日以降、e-Gov電子申請にて物流効率化法の手続が検索できるようになりました。申請にはGビズIDが必要となりますので、事前にご準備をお願いいたします。操作マニュアルは、以下の「物流効率化法」理解促進ポータルサイト等に掲載されるとのことです。

https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/information/details/post_19.html

○皮膚等障害化学物質等（皮膚吸収性有害物質）について

この度、厚生労働省 労働基準局 安全衛生部化学物質対策課より標記の件についての周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。）第 594 条の 2 第 1 項に規定する皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質又は化学物質を含有する製剤（以下「皮膚等障害化学物質等」という。）については、「労働安全衛生規則第 594 条の 2 第 1 項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの」（令和 7 年厚生労働省告示第 301 号、以下「皮膚等障害告示」という。）で定められているところです。この皮膚等障害告示で規定する皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質（以下「皮膚吸収性有害物質」という。）は、厚生労働省労働基準局長が定めるものとされており、皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について（令和 7 年 11 月 18 日付け基発 1118 第 2 号）で定められているところです。

今般、独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所において、「令和 7 年度皮膚等障害化学物質の選定のための検討会報告書」が取りまとめられ、「令和 7 年度化学物質管理に係る専門家検討会」において、新たに 16 物質について皮膚吸収性有害物質に該当すると判断され、令和 9 年 4 月 1 日から適用されることになり、皮膚吸収性有害物質の追加等について御了知いただきたいとのことです。

令和 9 年 4 月 1 日から適用となる皮膚吸収性有害物質一覧

No.	CAS RN	化学物質名称（国による GHS 分類の名称）
1	3691-35-8	2-（フェニルパラクロルフェニルアセチル）-1,3-インダンジオン（別名：クロロフェシノン）
2	107-12-0	プロパンニトリル
3	50-78-2	アセチルサリチル酸
4	60-12-8	ベータ-フェニルエチルアルコール（別名：フェネチルアルコール）
5	532-32-1	安息香酸ナトリウム
6	3033-62-3	ビス（2-ジメチルアミノエチル）エーテル
7	111-77-3	2-（2-メトキシエトキシ）エタノール（別名：ジエチレングリコールモノメチルエーテル）
8	121-45-9	亜りん酸トリメチル
9	106-50-3	p-フェニレンジアミン
10	102-71-6	トリエタノールアミン
11	64-67-5	硫酸ジエチル
12	65996-93-2	高温コールドタールピッチ
13	70-25-7	N-メチル-N'-ニトロ-N-ニトロソグアニジン
14	684-93-5	N-メチル-N-ニトロソ尿素
15	759-73-9	N-エチル-N-ニトロソ尿素
16	96-13-9	2,3-ジブromo-1-プロパノール

詳細につきましては、下記ホームページをご参照下さい。

厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

協会の動き

○協会人事異動

4月1日付で次の職員の人事異動がありました。

中島 遼：技術センター 特殊試験室 主任研究員

○第46回 潤滑剤等関連団体連絡会議

4月15日（水）に商工会館において、潤滑油関連の五団体（全国石油工業協同組合、日本グリース協会、全国工作油剤工業組合、全国オイルリサイクル協同組合および潤滑油協会）の正副会長・理事長、事務局による第46回 潤滑剤等関連団体連絡会議が開催され、資源エネルギー庁 燃料供給基盤整備課 東課長のご挨拶の後、各団体の近況報告および意見交換が行われました。

○変速機のトライボロジー研究会に参加

4月17日（金）に開催された、一般社団法人 日本トライボロジー学会主催による「変速機のトライボロジー研究会」に参加しました。

○試験分析分科会に参画

4月17日（金）に開催された、公益社団法人 石油学会主催による「試験分析分科会」に参画しました。

○第25回 JASO 電動パワートレイン油 TF に参画

4月21日（火）に石油連盟および一般社団法人 日本自動車工業会による「第25回 電動パワートレイン油 TF」に参画しました。

○ISO・JIS 試験法分科会に参画

4月21日（火）に開催された、石油連盟主催による「ISO・JIS 試験法分科会」に参画し、ISO・JIS 原案について審議しました。

○MCO TF に参加

4月21日（火）に開催された、一般社団法人 日本自動車工業会主催による「MCO TF」に参加しました。

○4月理事会

4月23日（木）にアルカディア市ヶ谷において理事会を開催しました。議事内容は次のとおりです。

第1号議案：2025年度事業報告および決算報告並びに公益目的支出計画実施報告書承認の件

第2号議案：定時社員総会（第59回通常総会）提出議案の件

第3号議案：その他報告等の件

今後の予定

○JALOS 技術講習会「入門コース・潤滑油の基礎知識」

5月14日、15日（A日程）

6月11日、12日（B日程）

○定時社員総会

5月21日 アルカディア市ヶ谷

○2026年度 潤滑油研究会

7月10日 詳細は次号でお知らせいたします

○JALOS 技術講習会

「初級コース 試験・分析方法の体験研修」

7月16日、17日 前掲

禁無断転載

発行日 2026年 4月27日

発行所 一般社団法人 潤滑油協会

〒273-0015

千葉県船橋市日の出二丁目16番1号

TEL 047-433-5181（代表）

FAX 047-431-9579